

議案第142号

上越市営住宅条例の一部改正について

上越市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市営住宅条例の一部を改正する条例

上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「市長が別に定める要件を備える保証人2人の連署する」を削り、同項ただし書を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 市長が別に定める役割を担うことができる連絡人1人を記載した市営住宅連絡人届を提出すること。

第44条の11第1項中「市長が別に定める要件を備える保証人の連署する」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。